



発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者 性別年齢	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
山口県 萩市 15.1.8	漏えい	ペットショ ップ	15:00	販売事業者	来店した客がガス臭がするのに気づき販売事業者に連絡したため使用していたガス取付け部から漏えい。側に取り付けでゴム管により、液石法基準違反。	湯沸器（金属アダプター）の接続不良 ・規則第44条第1号ヲ違反（固定式燃焼器具をゴム管で接続）	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンあり	（行政指導等） ・販売事業者に液化石油ガス設備の安全確保について文書で指導した。
秋田県 横手市 15.1.11	漏えい	一般住宅 木造	18:45	その他 （雪害）	屋外で異常音がしたため、その場所に行ったところ、屋根からの落雪により容器バルブと調整器の接続部が折損してガスが漏えい。	容器バルブと調整器接続部の損傷（雪害） ・法違反なし	・ガス漏れ警報器あり （検知区域外） ・ヒューズガス栓あり ・マイコンHあり	（再発防止策） ・販売事業者に雪害に係る事故防止の周知を行う。
北海道 岩見沢市 15.1.13	漏えい	一般住宅 木造2階建	20:26	その他 （雪害）	屋根からの落雪により調整器が損傷して、そこからガスが漏えいしたものの。	調整器の損傷（雪害） ・法違反なし	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンHあり	（行政指導等） ・販売事業者に周知の徹底について口頭で指導した。  （再発防止策） ＜県協会＞ ・北海道LP協会保安部内に「雪害対策WG」を設置し、啓蒙に努める。 ＜卸協支部＞ ・雪害対策に対する情報交換と業界内の周知関係を目的として、関係団体間協議会を開催した。
愛知県 半田市 15.1.18	漏えい火災	共同住宅 鉄筋コンク リート造5 階建	18:00	不明	コンロを使用していたところ、近くに設置していた2kg容器と調整器の接続部から漏えいしていたガスに引火したものの。この2kg容器と調整器の接続部は以前に3回ほど使用したが接続が緩んだ原因は不明である。（質量販売 2kg×1本）	調整器の接続不良 ・法第14条第1項、第27条第1項違反（書面未交付、保安業務未実施）	安全器具等なし	（行政指導等） ・販売業者に書面交付及び保安業務実施（周知・供給口調査）について指導した。改善計画で改善報告書も求めた。2月28日までに書面交付及び保安業務未実施に対してそれぞれ報告があった。

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者 性別年齢	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
宮城県 志田郡 15.1.21	爆発・火災 軽傷者 1 (男性40)	自動車内	11:50	一般消費者 等 (男性40)	消費者が自動車内で休憩中に社内においていた5kg容器から調整器を取り外そうとしたとき、誤って容器バルブを緩めてしまったため、ガスが漏えいした。その後、換気を充分しないうまま、煙草を吸おうとライターに点火したため、漏えいしていたガスに引火、爆発したものの。 (質量販売 5kg×1本)	容器バルブの誤開放 ・法違反なし	安全器具等なし	(再発防止策) ・消費者に消費者ミスに係る事故防止の周知を行う。
鳥取県 日野郡 15.1.21	漏えい火災 軽傷者 1 (女性91)	一般住宅 木造2階建	9:30	一般消費者 等 (女性91) 販売事業者	普段使用していたコンロが故障により使用できなかったため、2kg容器と他のコンロと接続し、ライターにより点火したところ、漏えいしていたガスに引火したものの。なお、容器バルブと調整器の接続不良によりガスが漏えいしていた。 (質量販売 2kg×1本)	容器バルブと調整器接続不良 ・法第14条第1項、第27条第1項違反 (書面未交付、保安業務未実施)	安全器具等なし	(行政指導等) ・販売事業者等に緊急時連絡及び対応の他機関への委託等について口頭で指導した。  (再発防止策) ・消費者に消費者ミスに係る事故防止の周知を行う。
埼玉県 川口市 15.1.22	爆発 軽傷者 1 (女性32)	共同住宅 鉄筋コンクリート造5階建	13:05	一般消費者 等	当事者がコンロを使用したとき、その奥に置いてあった雑巾に引火してくすぶっていたが気づかなかった。一度コンロの火を消し、再び点火を試みているときにうまく着火せず、その間にガスが漏えいし滞留したため、引火して爆発した。	コンロの点火ミス ・法違反なし	・ガス漏れ警報器あり (探知できない位置) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	(再発防止策) ・消費者に消費者ミスに係る事故防止の周知を行う。
北海道 札幌市 15.1.23	漏えい	共同住宅 木造2階建	11:59	その他 (雪害)	屋根からの落雪により高圧ホースの継手部が損傷して、そこからガスが漏えいしたものの。	高圧ホースの損傷(雪害) ・法違反なし	・ガス漏れ警報器あり (検知区域外) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンあり	(再発防止策) ・販売事業者等に雪害に係る事故防止の周知を行う。 < 北海道LP協会保安部内「雪害対策WG」を設置し、啓蒙に努める。 > < 卸支部 > ・雪害対策に対する情報交換と業界との関係性を開き、雪害対策の啓蒙活動を行う。

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者 性別年齢	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
北海道 札幌市 15.1.24	爆発・火災 重傷者 1 (男性66) 軽傷者 2 (女性64、 32)	一般住宅 木造2階建	1:47	不明	当該住宅において爆発音とともに建物が大破し、出火した。事後の調査で、消費設備側で漏れが認められなかったことから、供給設備側からガスが漏れ、引火したものと推定されたが、ガス漏れ原因等は不明である。	ガス漏れ原因等 詳細不明 ・法違反なし	・ガス漏れ警報器 あり (鳴動した) ・ヒューズガス栓 あり ・マイコンあり	
鹿児島県 肝属郡 15.1.24	爆発・火災 重傷者 1 (男性26)	一般住宅 木造平屋建	13:45	一般消費者 等 (男性26)	消費者が昼食をつくるため、コンロに点火したところ、漏れをいじっていたガスが引火し、爆発した。台所付近からはガスが漏れていると推定された。台所が詳細不明である。当該消費者は、高圧ガスが適当な容器に設置、使用していたため、保安業務の実施されていない。	ガス漏れ原因等 詳細不明 (燃焼器具、配管、ホースの不備があったと推定される) ・法違反なし	・ガス漏れ警報器 なし ・ヒューズガス栓 あり ・マイコンあり	(行政指導等) ・販売業者に容器管理の徹底について文書で指導した。  (再発防止策) ・消費者に消費者ミスに係る事故防止の周知を行う。
東京都 足立区 15.1.26	爆発・火災 軽傷者 1	一般住宅 木造	7:00	その他 (ねずみ)	消費者が炊飯器にスイッチを入れたときガス臭がしたため、換気扇のスイッチを入れて、その場を離れた。その後、炊飯器を確認した。ため戻り照明をつけるところ、爆発した。事故後、調査したところ、コンロに接続していたゴム管がねずみにかじられていたため、そこからガスが漏れ、引火したと推定された。	ゴム管の損傷 (ねずみ) ・法違反なし	・ガス漏れ警報器 なし ・ヒューズガス栓 なし ・マイコンあり	
岩手県 盛岡市 15.1.30	爆発・火災 軽傷者 1 (男性57)	事務所 鉄筋コンク リート造5 階建	10:25	販売事業者	販売事業者が、容器交換のため、当該事務所を訪問した。交換作業の際、容器バルブの開閉状態の確認を怠り、バルブが開いたまま、調整器の取り外し作業を行ったため、ガスが漏れ、引火した。石油ファンヒーターに引火し、爆発・火災となった。当該事務所の4階は全焼した。 (質量販売5kg×1本)	容器交換作業ミス ・規則第16条 第14項違反 (容器交換時違反)	・ガス漏れ警報器 あり (作動状況不明) ・ヒューズガス栓 あり ・マイコンなし	
愛媛県 新居浜市 15.1.30	漏えい火災	一般住宅 木造平屋建	17:07	一般消費者 等 販売事業者	消費者が自宅に設置してある容器を自ら交換しようとしたところ、誤って容器のバルブを閉め、ガスが漏れ、引火した。風呂用のボイラーのガスが切れたため、引火した。容器交換を依頼する前に消費者が自ら交換しようとした。	容器取扱ミス (容器バルブ閉めミス) ・規則第18条第 1号1違反 (火気距離)	・ガス漏れ警報器 なし ・ヒューズガス栓 なし ・マイコンあり	(行政指導等) ・販売業者に容器の設置場所について文書・口頭で指導した。  (再発防止策) ・消費者に消費者ミスに係る事故防止の周知を行う。

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者 性別年齢	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
長野県 北安曇郡 15.2.1	爆発・火災 軽傷者 1 (女性24)	寮・寄宿舍 木造2階建	21:45	その他 (雪害)	21:45頃、宿舎に帰宅した女性従業員が石油ファンヒーターに点火したところ、漏れいていたガスに着火・爆発し、建物は全焼した。当該女性は、顔や首に軽い火傷を負った。屋外の配管が、堆積した雪の荷重により無理な力がかかったことにより破損しており、そこから漏れ出したガスが壁・ドアの隙間から宿舎内に流入したものと推定される。	雪害による配管の損傷 ・法違反なし	安全器具等なし	(行政指導等) ・県内の販売事業者に雪害について文書で注意喚起した。  (再発防止策) ・販売事業者に雪害に係る事故防止の周知を行う。
神奈川県 足柄下郡 15.2.1	爆発 軽傷者 1 (男性25)	ホテル 鉄骨造	6:30	一般消費者 等 (男性25)	6:30頃、ホテルの調理員がオープン左右に5個ずつ設置されているガス栓のうち右側のガス栓を開け、扉を半開きにした状態で、バーナーに点火しようとした。チャッカマンをバーナーに近づけたところ、オープンの左側奥の方から炎が迫ってきたため、調理員は顔面に火傷を負った。その後の調査で左側の5個のガス栓のうち1つが閉止されていなかったことが判明した。	ガス栓の閉め忘れ ・法違反なし	・ガス漏れ警報器あり (探知できないガス量) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンなし	(行政指導等) ・販売事業者、当該ホテルに事故再発防止のため口頭で指導した。  (再発防止策) ・消費者に消費者ミスに係る事故防止の周知を行う。
東京都 江戸川区 15.2.5	漏えい	カラオケ店	22:20	不明	22:20頃、当該カラオケ店の隣人がガス臭に気付き、消防に連絡した。調査の結果、フレキ配管の継手部より、微少の漏れがあった。原因は不明である。	不明 ・法違反なし	・ガス漏れ警報器あり (検知区域外) ・ヒューズガス栓なし ・マイコンあり	
沖縄県 国頭郡 15.2.6	CO中毒 死者 1 (男性52) < B 級 >	飲食店 鉄筋コンクリート造平屋建	5:30	一般消費者 等	6:00頃、当該飲食店のオーナーが厨房内の異常に気付き、中を覗いたところ従業員が倒れて死亡しているのを発見し直ちに消防に連絡した。その後の調査で死因はCO中毒とわかった。厨房内の窓・出入口を閉め切り、かつ換気扇も作動させずに回転釜を使用したため、CO中毒となった。	換気不良 ・法違反なし	・ガス漏れ警報器あり (コンセントが外れていた) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンS Bあり	(再発防止策) ・消費者に消費者ミスに係る事故防止の周知を行う。 ・消費者に燃焼器具使用時には換気をするよう周知する。

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者 性別年齢	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
香川県 観音寺市 15.2.7	漏えい	共同住宅 鉄筋コンク リート造4 階建	不明	その他 (車両の荷 重)	1月30日に当該共同住宅住人からガス臭いとの連絡があった。31日に販売事業者が配管の漏えい試験を実施し、また、2月3日に供給管の漏えい試験を実施したが、漏えいは発見できなかったため、特に臭いの強い箇所には排気装置を設置した。排気しても、臭いが消えず、ガス臭がさらに強くなったため、7日になって、3日の漏えい試験で実施していなかった供給管について漏えい試験を実施したところ、埋設管からガスが漏れているのがわかった。大型車両等の通行により供給管が破損・漏えいしたものと推定される。	供給管の損傷 ・法違反なし  なお、当該埋設管の腐食測定は平成13年9月4日に実施され、合格していた。	・ガス漏れ警報器なし ・ヒュ-ズガス栓あり ・マイコンあり	
長野県 佐久市 15.2.7	漏えい	その他店舗 鉄筋コンク リート造2 階建	11:35	販売事業者	11:35頃、当該店舗の警備員が容器置場を巡回していたところ、ガス臭に気づき、消防と販売業者に連絡した。調査の結果、容器バルブと高圧ホースの接続部からガスが漏れているのがわかった。同日10:45頃配送員が容器交換を行ったが、その際高圧ホースの締め付けが緩かったものと推定される。	高圧ホースの締め付け不足 ・規則第16条第3号違反 (容器未接続)	・ガス漏れ警報器あり (検知区域外) ・ヒュ-ズガス栓あり ・マイコンなし	(行政指導等) ・販売業者に保安教育の徹底・事故再発防止について文書で改善計画書及び実施報告書を求めた。
長野県 松本市 15.2.7	漏えい	共同住宅 木造2階建	17:00	器具メーカー	17:00頃、近隣住民からガス臭いとの通報を受け、消防・警察が出動した。爆発の危険があったため、近隣7世帯を緊急避難させた。調査の結果自動切替調整器からガスが漏れているのがわかった。当該調整器のダイヤフラムに異物(アルミダイカストの切削粉と思われる)が付着し、そこからガスが漏れたものと推定される。なお、異物の付着した原因は制作過程で発生した切削粉が機器内に残留したものと考えられるが詳細は不明である。	調整器の製作不完全 ・法違反なし  調整器設置 平成8年3月 調整器製造 平成8年1月	・ガス漏れ警報器なし ・ヒュ-ズガス栓あり ・マイコンあり	(行政指導等) ・販売業者に同型の調整器について点検するよう文書で指導した。

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者 性別年齢	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
京都府 相楽郡 15.2.8	爆発・火災  死者 1 (男性88)  < B 級 >	一般住宅 木造平屋建	14:20	一般消費者 等 販売事業者	14:20頃、当該住宅の台所付近から爆発音と共に出火・全焼し、台所の焼け跡付近で男性の焼死体が発見された。台所にあるコンロで米を炊いていた形跡が見られ、吹きこぼれ等により火が消えて、ガスが漏えいし、何らかの原因で爆発したものと推定される。 (質量販売10kg×2本)	消費者の取扱いミス  ・規則第16条 第13号違反 (質量販売違反)	安全器具等なし	(行政指導等) ・20%超の容器による改指 質量販売書の提出を長期 善計画書の提呈を長期 示した。消費者を保管さ 間消費者宅について力 せている等度回消費 消費の都度回収消費 セットコンロを消費 者に勧めるよう指導 した。 体積販売への切 替、容器撤去、配 管への接続徹底が 図られた。 (再発防止策) ・消費者に消費者ミス に係る事故防止の周 知を行う。
群馬県 利根郡 15.2.26	漏えい火災	一般住宅 木造	11:40	その他 (雪害)	11:40頃、当該住宅の屋根から雪が落下し、調整器(自動切替調整器)を破損したことにより、ガスが漏えいした。何らかの原因により、漏れたガスに着火し、調整器の一部が焦げた。	雪害による調整器の損傷  ・法違反なし	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンHあり	(再発防止策) ・販売業者に雪害に係る事故防止の周知を行う。
北海道 札幌市 15.2.27	爆発・火災  軽傷者 1 (男性31)	塾兼住宅 木造2階建	13:58	一般消費者 等	13:58頃、居住者が軒先の氷塊を落としていたところ供給管に直撃し、ガスが漏えいした。漏えいしたガスがボイラーの火に着火し、爆発・火災となった。建物は半損、一部が焼失した。	配管の損傷  ・法違反なし	・ガス漏れ警報器あり (鳴動した)  ・ヒューズガス栓あり ・マイコンHあり	(再発防止策) ・消費者に消費者ミスに係る事故防止の周知を行う。
埼玉県 上尾市 15.2.28	爆発  軽傷者 1 (男性75)	一般住宅 木造平屋建	20:30	一般消費者 等	20:30頃、当事者がCF式風呂釜(マッチ点火式)の点火の際、種火用のガス栓でなく、本火用のガス栓を間違えて開いた。その後点火に時間がかかったため、その間に漏えいしていたガスに引火、爆発した。	点火ミス  ・法違反なし	・ガス漏れ警報器あり (コンセントが外れていた)  ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	(再発防止策) ・消費者に消費者ミスに係る事故防止の周知を行う。 ・安全装置付き屋外ふろがまに交換
宮城県 仙台市 15.3.2	漏えい	一般住宅 木造	13:10	販売事業者	13:10頃、強風により当該住宅の容器置き場が倒壊し、設置してあった容器が転倒した。この際、集合装置ヘッダー部分が損傷し、ガスが漏れた。	容器の転倒  ・法違反なし	安全器具等なし	

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者 性別年齢	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
北海道 札幌市 15.3.7	漏えい	共同住宅 木造2階建	2:00	その他 (雪害)	2:00頃、当該アパートの住民がガス臭に気付 き、保安機関に連絡した。調査の結果、屋根 に積もっていた雪が容器付近に落下し、供給 管に衝撃が加わったことから、供給管のエル ボ部分に亀裂が入り、ガスが漏えいしたもの とわかった。	雪害による供給 管の損傷  ・法違反なし	・ガス漏れ警報器 あり (鳴動した)  ・ヒュ-ズガス栓 あり ・マイコン あり	(再発防止策) ・販売業者に雪害に 係る事故防止の周知 を行う。 < 県協会 > ・北海道内「雪害対 策WG」を設置し、啓蒙 に努める。 < 卸支部 > ・雪害対策に対する情 報交換と業内での建 築協会の関係団体を 連携した。
北海道 札幌市 15.3.9	漏えい	一般住宅 木造2階建	23:23	その他 (雪害)	23:23頃、当該住宅の屋根からの落雪によ り、2次側の調整器のユニオン継手部分より ガスが漏えいした。隣人がガス臭に気付 き、消防に連絡した。	雪害による調整 器ユニオン継手 部分の損傷  ・法違反なし	・ガス漏れ警報器 なし ・ヒュ-ズガス栓 あり ・マイコンSあり	(再発防止策) ・販売業者に雪害に 係る事故防止の周知 を行う。 < 県協会 > ・北海道内「雪害対 策WG」を設置し、啓蒙 に努める。 < 卸支部 > ・雪害対策に対する情 報交換と業内での建 築協会の関係団体を 連携した。
北海道 小樽市 15.3.10	漏えい	その他 (集団供給 貯蔵設備)	1:12	その他 (雪害)	当該設備は5棟7世帯に集団供給している。 1:12頃、入居者がガス臭に気が付き、消防に連 絡した。深夜であったことから、大量の積雪 により作業困難であったこと、また、大容 器バルブを閉め、安全を確認後、作業を中 止した。翌日の調査の結果、埋設部付近 の調査の結果、埋設部付近の供給管の継 手部分からガスが漏れているのがわか った。なお、漏えい原因は積雪により加 重されたためと推定される。	雪害による供給 管の損傷  ・法違反なし	・ガス漏れ警報器 あり (検知区域外)  ・ヒュ-ズガス栓 あり ・マイコンSあり	(再発防止策) ・販売業者に雪害に 係る事故防止の周知 を行う。 < 県協会 > ・北海道内「雪害対 策WG」を設置し、啓蒙 に努める。 < 卸支部 > ・雪害対策に対する情 報交換と業内での建 築協会の関係団体を 連携した。

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者 性別年齢	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
広島県 豊田郡 15.3.13	漏えい火災	飲食店 鉄筋コンク リート造平 屋建	20:07	一般消費者 等	20:07頃、当該飲食店従業員がガス漏れ警報器が作動しているのに気づき、確認したところ、翌日の仕込みを行っていたコンロの隣に設置してあった揚げ釜と金属フレキ管の接続部からガスが漏れコンロの火に引火していた。容器バルブを閉め、消防・販売事業者に連絡。調査の結果、金属フレキ管のニップル継手の腐食によりガスが漏れたものとわかった。	ニップル継手の腐食  ・法違反なし	・ガス漏れ警報器あり (鳴動した)  ・ヒューズガス栓なし ・マイコンBあり	
岐阜県 武儀郡 15.3.14	漏えい火災	学校 鉄筋コンク リート造2 階建	11:15	設備工事業 者	11:15頃、設備工業者が配管の撤去作業を行っていた。中間ガス栓の開閉を確認することなく作業を行ったため、配管を切断した際、ガスが漏れ、何らかの原因で着火し爆音と共に火災となった。	工事ミス  現行基準であれば規則第16条第19号の2について違反となる。 事故時は施行前	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンあり	(行政指導等) ・販売業者に質量販売の方法の改善について口頭指導した。 ・設備工業者に工事の際の安全確認の徹底について口頭で指導した。
埼玉県 八潮市 15.3.16	爆発  軽傷者 1 (女性63)	一般住宅 木造2階建	16:10	一般消費者 等	16:10頃、当事者がCF式風呂釜(種火の確認がしにくい)に点火しようとしたとき、種火が確認できないままにガス栓をメインバーナー側に回す操作を繰り返しているうちにその間に漏えいしていたガスに引火して爆発した。	点火ミス  ・規則第37条第1号イ、第44条第1号ヲ違反	・ガス漏れ警報器あり (探知できないガス量)  ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	(再発防止策) ・消費者に消費者ミスに係る事故防止の周知を行う。
神奈川県 三浦郡 15.3.27	漏えい火災	共同住宅 木造2階建	19:00	一般消費者 等	19:00頃、女性がガステーブルを使用しようとした際、誤って予備側のガス栓を開いたが気付かず、点火した際、漏えいしたガスに着火し予備側のガス栓に装着してあったゴムキャップが燃えた。火を消そうとタオルをかけたところタオルにも着火したため、消化器により消化した。なお、予備側のガス栓はヒューズガス栓であったが、不完全にゴムキャップが装着されていた。ガスが微量に漏えいし、ヒューズガス栓の機能が発揮できなかった模様。	点火ミス  ・法違反なし	・ガス漏れ警報器あり (探知できないガス量)  ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	(再発防止策) ・消費者に消費者ミスに係る事故防止の周知を行う。





発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者 性別年齢	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
北海道 札幌市 15.5.12	漏えい	共同住宅 鉄骨造4階 建	11:53	販売事業者	11:53頃、当該共同住宅に設置してあった高圧ホースの接続部からガスが漏えいした。原因はオリングの劣化であった。なお、保安機関は、容器交換時等点検でオリングの劣化を見逃していた。	高圧ホースの劣化 ・法27条第1項 (保安業務の未実施) 高圧ホース設置 平成7年5月	・ガス漏れ警報器 あり (検知区域外) ・ヒューズガス栓 あり ・マイコンSあり	(行政指導等) ・販売業者に委託保 安機関へ監督の徹 底、高圧ホースの期 限管理を徹底した。 ・保安機関に高圧ホ ースの期限管理の徹 底について文書で指 導
埼玉県 岩槻市 15.5.17	漏えい (バルク)	共同住宅 木造2階建	16:20	不明	16:20頃、販売事業者及び集中監視センターがガス漏れ警報を受信した。直ちに出勤し、ガス漏れ箇所を確認したところ、バルク貯槽(298kg)の通常使用していない液取出バルブからガスが放出されているのを確認バルブを閉めた。なお、バルブが緩んだ原因は不明。	液取出バルブの 緩みによる漏え い ・法違反なし	・ガス漏れ警報器 あり (検知区域外) ・ヒューズガス栓 あり ・マイコンSあり	(行政指導等) ・販売業者に同一原 因の事故防止のため の措置を講ずるよう 口頭で指導した。
山形県 寒河江市 15.5.24	漏えい火災	農作業小屋 木造平屋建	18:25	一般消費者 等 (男性72)	男性が山菜を煮炊きしようとして容器バルブを開けたところ、シュューと音がしたため一度バルブを閉じ、調整器の接続部を締め直した。再度バルブを開いてコンロに点火した。その後、消費者がコンロに火をつけたまま外出したところ出火し、当該農作業小屋、自宅、隣家が全焼した。その後の調査でも、漏えい箇所は特定できなかつた。なお、4月19日に販売事業者から10kg容器2本を購入して(うち容器1本には調整器及びゴム管を装着)、自分で所有していた調整器及びゴム管を取り付け使用していた。容器と調整器の取り付け及び調整器とゴム管の取り付けが接続不良であったものと推定される。(質量販売 10kg×2本)	調整器・ゴム管 の接続不良 ・規則第16条第 1 3項違反 (質量販売違反)	安全器具等なし	(再発防止策) ・消費者に消費者ミス に係る事故防止の周 知を行う。
沖縄県 浦添市 15.5.25	爆発 重傷者 1 (女性57)	飲食店 その他	20:30	一般消費者 等 (女性57)	事故当日、ガス栓、及びバーナーの器具栓の閉め忘れにより、ガスが漏れていた。店主の女性(57)はガスが漏れているのに気が付かず、点火したところ爆発し、顔に火傷を負った。ガス漏れ警報器は設置してあったが、清掃時に水がかかると作動しなかった。県に報告した時、消費者は蓄膿気味で臭い気が付かなかった模様。	点火ミス ・法違反なし	・ガス漏れ警報器 あり (故障) ・ヒューズガス栓 あり ・マイコン あり	(行政指導等) ・販売事業者へ口頭 で安全指導を行っ た。 (再発防止策) ・事故後、警報器を 2個設置した。 ・消費者に消費者ミ スに係る事故防止 の周知を行う。







